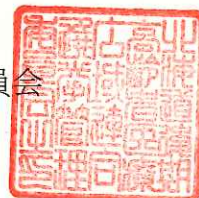


北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の実施について

北海道後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）第8条及び北海道後期高齢者医療広域連合の議会の議員選挙に関する規則の規定に基づき、北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を、次のとおり実施する。

平成29年10月3日

北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会



記

1 選挙する議員の区分及び人数

- (1) 規約第7条第2項第2号の町村長 1人
- (2) 規約第7条第2項第3号の市議会議員 1人
- (3) 規約第7条第2項第4号の町村議会議員 3人

2 個人推薦の候補者の届出に必要な推薦人の人数

- (1) 規約第7条第2項第2号の町村長 15人
- (2) 規約第7条第2項第3号の市議会議員 10人
- (3) 規約第7条第2項第4号の町村議会議員 20人

3 候補者推薦届出の受付期間

平成29年10月24日（火）から10月30日（月）まで

4 候補者推薦届出の受付時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、広域連合の休日を除くものとし、最終日においては午後2時00分までとする。）

5 候補者推薦届出の受付場所

北海道後期高齢者医療広域連合事務局
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

6 届出の方法

直接持参又は郵便等による（郵便等による場合は候補者受付期間内に必着とする。）